

第12回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年3月27日（水）13:00～14:56
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：

（委員）原英史（座長）

（専門委員）村上文洋

（政府）中村内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長
小見山参事官、小室参事官

（ヒアリング）

総務省地域力創造グループ地域情報政策室長 稲原 浩

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長 渋谷闘志彦

総務省情報流通行政局放送制作課長 湯本博信

総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当） 奈良俊哉

総務省情報流通行政局放送技術課長 柳島 智

総務省情報流通行政局地上放送課長 三田一博

文化庁著作権課長 水田 功

（一社）日本レコード協会常務理事 高杉健二

（公社）日本芸能実演家団体協議会常務理事 椎名和夫

（一社）日本音楽事業者協会専務理事 中井秀範

（一社）日本音楽制作者連盟常務理事 金井文幸

4. 議題：

（開会）

議題1：地方自治体の保有するデータの活用（フォローアップ）

議題2：放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。

それでは、「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、所用により森下座長代理、飯田委員、八代委員、角川専門委員が御欠席です。
それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 本日の議題1は「地方自治体の保有するデータの活用（フォローアップ）」です。本件については、昨年9月、規制改革実施計画に基づいて総務省さんから工程についての説明をいただきました。30年度上期までに工程の明確化をする。また、30年度中に立法措置のあり方について検討、結論を得て、31年度中に措置という実施計画になっていたわけです。昨年9月の時点で工程が必ずしも明確になっていないのではないかという御指摘をし、この年度末で立法措置のあり方についての検討、結論を出していただくタイミングを迎えているわけでございます。

その後、総務省さんの有識者検討会で中間取りまとめの検討が進められていると承知しておりますので、まず総務省さんからお話をいただきたいと思っております。

○総務省（稲原室長） 資料1に基づいて御説明をしたいと存じます。

1 ページ目でございます。今、原座長のほうからございましたとおり、規制改革実施計画におきまして、地方自治体の保有するデータの活用ということで、自治体の個人情報非識別加工していくことについてでございます。この実施計画の中において「その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る」ということについて、実施時期、平成30年度に立法措置のあり方について検討、結論としていたところでございます。

このため、2 ページ目ですが、総務省におきまして「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」を立ち上げていたところでございます。

(1)の趣旨は重複しますので飛ばしますが、規制改革実施計画の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みのあり方について検討するために開催したところでございます。途中、座長の交代がございましたが、(2)にあるような構成員で、村上構成員にも入っていただいていたところでございます。

若干、前後いたしますが、4 ページ目をごらんいただきたいと思っております。図示してはありますが、そもそもこの作成組織の検討をする前に、地方公共団体の非識別加工情報の作成については条例で整備するというところで、総務省から各地方公共団体に助言していたところでございます。

ただ、その場合、例えば情報の利用者の側の利便性や、各地方公共団体にとっての負担については解消できないのではないかという問題意識、御議論があって、各団体が条例改正をして、それぞれ事業者のほうから各団体に対して提案、提供し、さらに効率的に非識別加工情報の作成・提供を行うという観点から、地方公共団体とは別の組織である作成組織を考えて、そこで非識別加工情報を作成、提供することが適当ではないかということで検討を進めてきたところでございます。具体的には、作成組織を国による認定に係らしめ

まして、その際、非識別加工情報の仕組みの導入のための各団体の条例改正は不要という前提で検討を進めてきているところでございます。

3 ページ目にお戻りいただきまして、検討の状況でございます。8月の立ち上げ以降、今月15日に中間取りまとめ案を御審議いただいておりますが、全7回検討をしてきているところでございます。各回においてそれぞれ個別のテーマを設けて議論を重ねてきているところでございます。

例えば作成組織における加工基準をどうするのか、個人情報の範囲といったような観点、地方公共団体のほうから個人情報提供は円滑に提供いただく必要がありますので、そういった論点でございます。それが第2回でございます。

また、作成組織は個人情報を扱うこととなりますので、適切なセキュリティー基準が必要ですが、そういったものとか、作成組織の認定、国の関与のあり方についてが第3回です。

第4回におきましては、個人情報のデータ形式や、作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係といったような基礎の関係を整理しております。それから、一度、非識別加工情報として作成したものについて二次流通をどうするのかといった問題を整理しております。作成組織と作成組織に対して情報提供する地方公共団体との関係も整理いたしております。

第5回では、そもそも情報の活用目的についてどういう範疇があり得るのかということも議論していただいたところでございます。それから、個人情報を自治体から作成組織に提供する際に生のままで出すことについてはセキュリティーリスクも生じるかもしれないということで、一定の加工をする必要があるのではないかという御議論をいただいたところでございます。

第6回については、それまでの議論の取りまとめ、地方三団体、この場合、知事会に合わなかったのですが、市長会、町村会側からのヒアリング、それから、事業採算性等に関するワーキング・グループを設置しております。

中間取りまとめ案を第7回の3月15日に御審議いただいたところでございます。

5 ページ目をごらんいただければと思います。今、申し上げた論点についてこの有識者検討会で御議論いただいていたところでございます。3月15日の検討会の議論を踏まえ、現在、整理中ということでございます。

作成組織につきましては、今回、整理した法制的な論点に加えまして、事業採算性等の実効性を検証して、その結果を踏まえ、必要な措置を講じる必要があると考えておりまして、現在、先ほど申し上げました作成組織における事業採算性等に関するワーキング・グループを立ち上げ、検討を開始しているところでございます。

今後のワーキング・グループの検討結果を踏まえまして、中間取りまとめの内容に関する具体的な措置について引き続き検討を行いたいと考えております。ワーキング・グループについては後ほど御説明させていただきたいと思っております。

6 ページ目にお進みいただきたいと思います。作成組織の機能と申しますか、実際の非識別加工情報の提供までの流れを詳しくまとめているものでございます。①から⑦まで下の図と四角の中の番号は符合しておりますので、その順に沿って端的に御説明申し上げたいと思います。

まず、①ですが、どんな情報が非識別加工情報の加工に供されるのかということについて、地方公共団体は個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表いただくと考えております。例えば、第三者の権利利益侵害のおそれがある個人情報や、事務事業遂行への支障のおそれといったものについては公表の対象外としているところでございます。

②ですが、その公表されたデータ項目を見た利活用事業者等については、この作成組織に対して提案を行うということで考えております。当然、事実上の行為として事前問い合わせ等あるかと思いますが、法定な手続で御説明すると提案行為が次に来るということで申し上げます。

③の作成組織については提案の内容を審査いたします。利用目的の内容等を審査するというところでございます。

その審査の後に④として作成組織からA市のほうに出ている矢印ですが、地方公共団体に対してこの提案に対応する個人情報の提供を要請するということであります。あわせて、どんな事業者が求めてきているのか、どんな目的で非識別加工情報を使うのか、加工の方法はどのような方法を考えているのかを④で地方公共団体にも伝えるということで考えております。

⑤ですが、その上で、地方公共団体は、該当する情報について一定の加工、これは余り過度な負担になりますと、作成組織の機能との調整も、どちらが加工するのかということにもなりかねませんので、例えば単純に氏名を削除する、そういった端的にできる加工をやっていただいた上で、作成組織に提供する。つまり、この段階では非識別加工が行われているということではございませんが、一定のリスクが減少するというところでございます。

その情報を受け取った作成組織は、⑥ですが、非識別加工情報を作成します。地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイルごとに匿名加工を実施していくということでございます。

⑦ですが、利活用事業者等に対して非識別加工情報を提供して、この利活用事業者が、提供いただいた非識別加工情報を使って事業の用に供していくということでございます。ただ、作成組織と利活用事業者の間の契約において非識別加工情報の二次流通の制限や適正な利用を確保していく必要があると考えております。

このような形で中間取りまとめの内容を整理しつつあるところでございます。

7 ページ目をごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げた事業採算性等についてのワーキング・グループでございます。こちらにつきましては、前提としては中間取りまとめ、6 ページ目で説明いたしました作成組織という仕組みを前提として、作成組織において想定される業務内容等について具体的に検討するために議論を開始しております。

具体的に何を議論していくかということですが、事業採算性ですので、コスト面を中心に整理したいと考えております。例えば初期投資のコストとして、この作成組織が求められるネットワーク環境の整備やデータセンターの確保、事業運営体制の立ち上げに係る費用など、そういったものを費用の項目、内容について整理したいと考えております。

それから、事業を行っていく上でのランニングコスト、例えば提案窓口の運営や苦情処理、そういった事業運営上必要となる経費、自治体からのデータ抽出といった経費、匿名加工など非識別加工情報の作成に必要な経費、メーンの経費の一つかもしれませんが、そういったものの経費項目について検討しようとしております。

3月1日にワーキング・グループを立ち上げておまして、来週、第2回目を予定いたしております。構成員については、有識者検討会の構成員である佐藤一郎国立情報学研究所副所長に主査をお願いしておまして、ごらんいただいているような方々をメンバーとして議論を重ねていくことといたしております。

最後、8ページ目をごらんいただきたいと思っております。想定される活用事例でございます。こちらにつきましては、実施計画でも書いておりましたように、活用事例の整理を行うということで書いております。平成29年度の検討会でも一定の活用事例を整理したところでございますが、30年度の検討会においても総務省で幾つかの想定されるケースを出してみたいのがここに書いてあるようなものでございます。

それぞれ地方公共団体が保有する個人情報に基づき、あくまでも想定されるということではあります。ごらんいただいているような保育行政、畜犬管理、農政、公営住宅についてはその住宅の情報を受けて、例えばコンビニエンスストア、スーパーマーケットといった商業者に対する提供、介護につきましては、福祉タクシーのルート設定、そういったものに供することができるのではないか、健康診断情報については医療品メーカーの利用に供することができるのではないかというような事例を出しているところでございます。こちらについては、実際問題、民間事業者における匿名加工や国の府省における非識別加工情報の状況なども踏まえる必要があるかと思っておりますし、これだけのものなのか、もう少しあるのではないかといったような御指摘もいただいていたところでございますが、今回の検討会の参考資料として追って公表したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

一点、よく理解できなかつたところだけ先に伺いたいのですが、6ページのデータの加工の流れです。⑤の地方公共団体による一定の加工と⑥の作成組織による非識別加工情報への転換とはどう違うのでしょうか。なぜ地方公共団体で加工が必要なのでしょう。

○総務省（稲原室長） ⑤の加工は、非識別加工情報のための加工ではなくて、個人情報ファイルを当然きちっとした形で作成組織にお渡しするのですが、仮に名前だけを落とす

ようなことができるのであれば、万が一漏えいした場合のリスクはその分、低減するということを考えた場合に、一定程度の加工を地方自治体のほうでやってもらったほうがいいだろうということの意味での加工です。国のほうで加工基準を決めておまして、その加工基準を私どもも採用することにしてはいますが、それに基づく加工というのは、座長がおっしゃったところで言うと⑥でやることになります。したがって、⑤については、あくまでも情報提供の際のリスクを低減させる意味での一定の加工ということでありますので、本質的な意味での非識別加工を行うのは⑥となります。

○原座長 それはお名前ぐらいですか。

○総務省（稲原室長）そこは、より精緻に議論する必要があると思っておりますが、余り負担をかけると今度は地方公共団体のほうから、できないとか、判断基準が難しいとどうしたらいいのかということになります。そうすると制度自体がここでストップしてしまうので、なるべく明確な加工基準、加工方法を示してあげる必要があるだろうと思っております。その一例としては名前を削るというのが一番簡単というか、削除するだけですので、よろしいかと思うので事例として挙げたのですが、別にあるのかないのかというのは引き続き検討事項かと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

全般に村上さんは総務省での御検討にもかかわっていらっしゃったので、その観点でのコメント、御意見、御質問をお願いします。

○村上専門委員 御説明、どうもありがとうございます。また、これまでの取りまとめ、御苦労さまでした。

今、御説明にもありましたが、4ページを見ていただくと、従来ですと、1788自治体それぞれに対して事業者は提案をして情報を受けなければいけない。1788通りの条例ができるおそれがあるということから、この投資等ワーキングでその点を御指摘して、今回の検討に着手していただいて、下のように真ん中に集約する作成組織を設けることで、提案する事業者にとっても、情報提供する自治体にとっても、お互いに効率化や利便性向上を図れる方向に向いたというのは非常によいと思います。

その上で、今、検討中というお話がありましたが、一つは、事業採算性についてはまだこれから明らかにすべき点があると思っておりますので、そこはワーキングでの議論をまって最終取りまとめに盛り込まれることと思っております。その際に、第6回で、地方三団体、知事会、市長会、町村会から、とにかく自治体の負担がふえないような配慮をしてほしいという要望もありましたので、その辺も考慮しつつ、あとは、先行する国とか、医療データなどの検討を踏まえながら、どうやって事業採算性を確保するようになっていくか、今後検討することが結構重要と思っております。

もう一点が、同じ4ページの下絵だけがぼんと出ると、住民や一部の自治体においては、何でこの作成組織に自治体は個人情報を提供しなければいけないのかということと思われる懸念があります。本来は、民間事業者間の取引、国と民間、あと医療情報に関する

取引というふうの流れが来て、それが次に自治体に広がっていったのだということで、自治体は、要望があれば匿名加工して事業者の情報提供するというのはある程度大きな枠で決まっている。それを効率化するためにこの作成組織が真ん中にできたのだということを手を丁寧に説明していかないと、勘違いによって余分な誤解を招くおそれがありますので、自治体や住民の方に今後説明する段階になったときには、丁寧な説明が必要と思っています。

あとは、先ほど稲原さんから御説明がありましたように、細かい点、加工の方法、契約の方法など、まだ検討課題は残っていますので、そのあたりは引き続き詰めていく必要があると思いますが、一番大きいのは、この作成組織が本当に事業として成り立つのか、手を挙げる人がいるのか、実際ここに事業者が提案してくるのかというような、制度をつけたけれども、使われないということのないような取り組みが今後は重要になると思います。

以上です。

○原座長 作成組織はどんなところが想定されているのですか。

○総務省（稲原室長） 現段階では予断をもって申し上げることは難しいのですが、データを加工することになりますので、一定程度の技術力、セキュリティー基準が必要になってまいります。先行する事例で、医療情報の次世代医療基盤法での枠組みを見ていただければわかりますが、医師会としてはセキュリティー基準をクリアした団体が国の認定を受けていくということになりますので、やはりそういう技術的な要件のところもある程度必要になるのではないかと考えております。そういうデータを取り扱いながらセキュリティーが具備されているといったところが結果的には適格になるのではないかと考えております。

○原座長 作成組織は幾つぐらいできるのか。地域ごとになるのか、競争関係になるのか、それはどんなイメージがなされているのでしょうか。

○総務省（稲原室長） そちらも結局、事業立ち上げ時では複数たくさん出てくるというのは想定できないのではないかと考えております。当然、採算性がないと、先ほど村上専門委員のほうからもありましたように、ビジネスチャンスをどれほど見るかということにもなってくるので、最初は当然、様子見というところもあるので、一気に参入してくるところはないのではないかと考えております。また、複数のところがあると、逆に言うと、利活用事業者のほうはどこを選ぶのかということも出てきてしまうので、その辺の利活用サイドのニーズなども踏まえた上での事業進出になるのではないかと考えています。

○原座長 むしろ村上さんに伺いたいのですが、どういう作成組織が出てくるのが一番機能するのでしょうか。

○村上専門委員 恐らく単純に作成組織単体でビジネスをやろうと思っても、初期の段階は手を挙げにくいのかなと思います。考えられる例としては、既に自治体の個人情報を持っているところ、例えば基幹系システムの構築・運用を既に請け負っているベンダーとか、そういうところが既存業務の派生系として作成組織のような業務もあわせて請け負うと、

一から進出するよりは最初の事業立ち上げのときの負担や市町村との関係構築は軽くなるのかなと思います。ただ、そこはまだそういったところをお話を伺っているわけではないので、想定としてはあるのかなと思います。そういうのが広がって、このデータを扱うことのメリットが認知されると、もうちょっといろんなところが出てくるかもしれない。

○原座長 わかりました。

この作成組織の事業採算性が確保されるようなモデルがきちりと組み立てられるように、ここで過剰にコストがかかって機能しないようなことになってはいけないと思いますので、そこはぜひこのワーキング・グループで引き続きしっかりと御検討いただけるとよろしいかと思います。

4 ページを見ていて、もう一点だけ、細かい質問なのですが、緑色の枠の中で非識別加工情報の作成・提供に関して「地方公共団体毎に」とわざわざ書かれているのは何か意味があるのですか。

○総務省（稲原室長） これは、ざっくり書いているのですが、6 ページでござんいただきたいと思います。具体的に言うと、⑥の先ほど座長から御質問いただいたところで、加工としては、ここに書いてあるように非識別加工情報を作成するのですが、右側のA市から提供を受けた個人情報ファイルごとに匿名加工を実施ということになりますので、これにまたB市がふえたらB市のものを別途加工するという意味で、4 ページ目については地方公共団体ごとに作成ということを書いております。いずれにしても作成するのはこの作成組織でありますので、そういう意味で書いておりました。

○原座長 わかりました。

A市とB市が出てきたときに、でき上がりの成果物の非識別加工情報は共通的なフォーマットで共通して利用できるものになると考えてよろしいですか。

○総務省（稲原室長） 非識別の加工については、ある意味、利用者のほうは加工方法も指定しますので、そこは利用者にとってみて使い勝手がいい形の提案を受けてくるということになろうと思います。他方で、必ずしも利用者が思っているようなデータ項目でない場合もあるかもしれませんので、そこは6 ページの①のデータ項目等の公表というものを踏まえて、逆に言うと利活用事業者のほうから提案いただくということになると考えています。

○原座長 確認ですが、全国の自治体が持っているようなさまざまなデータに関して共通的に利活用したいという事業者がいて、大変な手間を要することなくこういったデータが欲しいという項目を指定して作成組織に提案すれば、そういったものが得られると考えてよろしいですか。

○総務省（稲原室長） 基本的にそのようにお考えいただいて結構です。ただ、先ほど村上専門委員もおっしゃったのですが、データベースの構造が自治体によって、言い方は別ですけれども、ベンダーによって若干違っている部分もあります。そういう差異はありますが、基本的には欲しい情報は提案いただけますし、全国のどの地方公共団体に対しても

提案することができるという姿を目指しておりますので、座長がおっしゃったような方向で検討することになると思っております。

○原座長 わかりました。

もう一点、スケジュールです。法制上の措置も必要になるのかと思いますが、今後のスケジュールを教えてください。

○総務省（稲原室長） スケジュールですが、今、中間取りまとめの案を御説明させていただいたところがございます。こちらについては、幾つか法制上の検討課題が最終段階の第7回でも出されているところがございます。

具体的に言うと、第三者に対して意見書の提出の機会を付与するというような、これは行政機関個人情報保護法や、今、総務省がそれに基づいて条例で導入するときに助言でも言っていますが、実際に提供する場合、個人情報の該当する方々にこれを出していいかという、情報公開法制の思想を引き継いで入れている制度がありますが、それについて本当にこの制度を入れるのかどうなのか、よく考えたほうがいいのではないのかという意見をいただいています。つまりは、そんなことを一々やっていたら、今、座長が言われたように、全国共通で出るのかどうなのかというような意見が出されています。きょうは時間ありませんが、別添でつけている中にも両論書いてありますけれども、最終回のときも相当な議論になっています。

そういったところの問題とか、あとは認定基準、それから先ほど言ったような安全管理措置、そういったものの詳細についても法制的な検討を加える必要があるだろうと思っております。その上で、作成組織の事業採算性の検証結果も踏まえて、具体的には昨年6月に実施計画のほうで書いてあります必要な措置を講ずるというふうに進めていきたいと考えております。

○原座長 立法措置はいつになりますか。

○総務省（稲原室長） 31年に必要な措置ということで閣議決定をいたして、31年度に必要な措置ということを書いておりますので、その中で考えていくことになろうかと思っております。

○原座長 秋か、来年のこの時期の国会かと考えたらよろしいでしょうか。

○総務省（稲原室長） そこも含めて、閣議決定以上のことは申し上げられないのですが、いずれにしても閣議決定の内容を踏まえて必要な準備を進めていかなければいけないと思っております。ただ、先ほども座長がおっしゃっていただいたように、採算性がとれないようなものをつくるなという面、変えて言えば事業採算性がどの程度確保できるのかといった点や、第三者意見の付与といったところについて、具体的に言えば法制作業ということですが、なかなか困難な局面が出てきた場合や、あとは与党や自治体の意見調整が整わないといった場合はまたちょっと違う局面が出てくるのかなと思っております。現時点では昨年の閣議決定に基づいて必要な措置を講ずるということで作業を進めていきたいと思っております。

○原座長 昨年6月に31年度措置と書いてありますので、これが違う局面にはならないようにしてほしいのです。まず、31年度に措置をしていただくことはもちろんやっていたくとして、その上で、さらにできる限りスピーディーにやっていただきたいと考えています。これは昨年6月の閣議決定に至る議論でも再三申し上げてきたとおりです。

私たちは今、この会議で並行して、例えば教育の未来に関する議論もやっていますが、教育の分野でもデータの活用、自治体ごとにいろんなデータが保有されていて使いづらいという議論がございます。これも早急に解決していかないといろいろな議論が全部つながっていて、ここがひっかかってなかなか進まないという状態になっているように思っておりますので、ぜひスピーディーにやっていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

○総務省（稲原室長） スピーディーにというのは昨年来おっしゃっていただいておりますので、そのつもりで急ピッチでここまで詰めてきて、去年の今の時点から比べると随分具体的になってきたと思っております。

ただ、これは御理解いただきたいのですが、先ほど言ったような種々の乗り越えられないような課題が出てきた場合には、まとめたくても法案として取りまとめるのが困難な状況が生じ得る可能性は残されているということは御理解いただきたいと思っております。

○原座長 幾つかの課題があることはそうなのだろうと思いますが、少なくとも私たちがずっと課題にしてきたように、自治体ごとに持っているデータを一々条例を改正するのではなく活用できる状態をつくっていただきたいということ、これはやっていただきたいのです。検討した結果、やはりできませんでしたということにはならないようにしていただきたいと思っております。

○総務省（稲原室長） 条例でやらずに作成組織でやるという方向性は既に出しておりますので、その点が可逆になることはないと思っております。この中間取りまとめの方向性でなお引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○原座長 事務局から何か確認しておくところはございますか。よろしいですか。

では、引き続き、ぜひスピーディーに、綿密に進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

（総務省退室）

（総務省、文化庁、日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟入室）

○原座長 では、続きまして、議題2「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」に移ります。

本件は、放送コンテンツに係る円滑な著作権処理の推進や放送事業者の経営ガバナンスの確保などを含む第3次答申を提言いたしており、その後、閣議決定がなされています。

こうした状況を踏まえて、本日は、まず、著作権処理に関してですが、日本芸能実演家団体協議会様、日本音楽事業者協会様、日本音楽制作者連盟様、レコード協会様にお越し

いただいております。お忙しい中、まことにありがとうございます。

まず、御説明をいただいて、その後まとめて質疑応答をさせていただきたいと思っております。

では初めに、芸団協様、音事協様、音制連様からお願いいたします。

○日本芸能実演家団体協議会（椎名常務理事） 本日は、こういう機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

資料2-1を使いまして御説明したいと思っております。

まず、問題認識としては、放送の同時配信に関する著作権法上の課題ということで、何年か前から、主に音楽に関するもの、映像実演に関するものということで議論がされてきたと思っております。3次答申もそういう形での問題意識を持ったものと思っておりますが、本日お伝えしたいことということで、まずは私のほうから、音楽、レコードに限ってその権利処理をめぐる問題ということでお話をさせていただいた後に、音事協の中井専務から映像に関するお話もさせていただきたいと思っております。

お伝えしたいことですが、放送番組のネット同時配信の問題を含めて、インターネットの活用に関連して著作権法上の課題ということがしばしば指摘されるのですけれども、これに関しては、レコードの「公衆への伝達」に係る著作権制度が国際標準と大幅に異なっているところに起因するという考え方をとっております。

同時配信に係る著作権等処理の円滑化推進のためにも、レコードの「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理のあり方について、諸外国の例も参考にしながら、全面的な見直しを行うべきと考えております。これは、私ども実演家のみならず、著作権法関連の有識者の先生方もしばしば指摘されていることをごさしまして、学会等でもしばしば取り上げられている問題でございます。

国際条約はどうなっているかということですが、WPPTにおけるレコードの「公衆への伝達」についてということで、第15条に放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権ということで「実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する」。「公衆への伝達」とは「実演の音を放送以外の媒体により公衆に送信すること」を言うということで「レコードに固定された音を公衆が聴くことができるようにすることを含む」ということです。レコードの有線放送やウェブキャスト、店舗等でレコードを聞かせることも全て本条の「公衆への伝達」の一部として理解されているということでございます。

レコードの「公衆への伝達」に係る実演家の権利をWPPTと日本を比べた場合がスライド4でございます。有線放送、それから、ウェブキャストと定義されるものでIPマルチキャストによる同時再送信、今回話題になっているサイマルキャスト、その他のウェブキャストということで、オンデマンド型を除く、いわゆるリニア型の配信、それから、先ほども申し上げました店舗等でのレコード演奏・伝達、これらが全て「公衆への伝達」の一部と解されているわけですが、WPPTにおきましては、全て報酬請求権が付

与されているのに対して、我が国におきましては、有線放送は報酬請求権、IPマルチキャストに関しては補償金請求権、サイマルキャストイングとその他ウェブキャストイングになりますと許諾権ということになってしまいます。店舗等でのレコード演奏・伝達に関しては権利がないという状況でございまして、国際条約や国際水準と整合していないと言えるのではないかと。通信と放送の融合やグローバル化が進展する中でこのような制度の弊害が顕在化しているのではないかと思います。

ウェブキャストイングにおける具体的な問題としては、放送・有線放送であれば指定団体による管理がされていて、集中管理がされているわけですし、使用可能楽曲についても制限がない。基本的に、指定団体による権利行使しか認められておりませんので、アウトサイダーがないということになりますが、サイマルキャストイングにいけますと許諾権になりますから著作権等管理事業法に基づく管理が考えられますが、完全な形ではない。なおかつ、委任されたものしか扱えませんので、当然、管理している楽曲しか扱えない。当然ながらアウトサイダーが生じると言えると思います。その他のウェブキャストイングについては現状で集中管理の実態は全くないということで、放送で使ってオーケーだったのに、一旦インターネットに流そうとしたら使えなくなってしまう等々の利用者の方々からの不満がさまざまに寄せられていると承知しております。

それでは海外はどのようになっているかというのが6ページでございまして。韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、いずれもこういう形で、報酬請求権、あるいは許諾権を権利制限して報酬請求権で処理をしている。アメリカに関しては強制許諾ということで、いずれもウェブキャストイングに関しては報酬請求権で処理されている実態があります。また、集中管理体制におきましても、指定団体、管理団体等々で集中的にアウトサイダーができるだけ生じないような考え方で管理が行われているということでございまして。

各国さまざまにバラエティーがあるのですが、基本的に言えることは、実演家とレコード製作者の配分比率について、これはどこの国も50対50でその果実を配分するというようになっておりまして、とりわけフランスに関しましては、法定でその配分比率を決めるということをやっているわけでございます。

実は、このレコードの同時配信に関する問題、ウェブキャストイングに関する問題は、私ども芸団協CPRAとレコード協会さんの間で著作権等管理事業法に基づく集中管理を共同でやりましょうということで、協議は現在、続行しておりますが、意見の隔たりが大きくて、ここにありますような海外の状況を実現するところまではまだ合意ができておりません。むしろ、法律による手当てが有効なのではないかという考え方にに基づきまして、きょう、このお話をしているということでございまして。

もう一つの「公衆への伝達」の要素となりますレコード演奏・伝達権に関する状況でございまして、日本とEUが合意した「日EU経済連携協定（EPA）」では、日本に演奏・伝達権がないことから、継続協議条項が規定されました。「両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる

伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する」。これは世界145カ国で導入済みです。

例えば、パーマ屋さんに行けばiPadやiPhoneで音楽をかけていたりするというようなところにレコード製作者と実演家は全く権利がないということをごさいます、ぜひ同時配信の問題に加えて、「公衆への伝達」という角度からこれを全部見直すことによって円滑に流れる方策を検討していただきたいというのが私どものお願いでございます。

ちなみに、次のページはレコード演奏・伝達に関する海外の状況ということで、これもやはり実演家とレコード製作者が50対50で果実を分けているという状況がございます。

最後になりますが、私ども芸団協CPRAに集う4団体並びに芸団協CPRAが目指す方向性ということでございます。サイマルキャスティング、その他ウェブキャスティング、現状、許諾権でありますものを何らかの形で報酬請求権化して集中管理する形を整えていただきたい。もちろん報酬請求権化と一口に言いますが、報酬請求権プラス指定団体の制度なのか、あるいは強制許諾なのか、いろいろ方法論としては議論があると思いますが、そういう形で報酬請求権化して集中管理をするとともに、現在は無権利である店舗等でのレコード演奏については報酬請求権を付与していただきたいということでございます。

言わずもがなでございますが、音楽文化の健全な発展のためには、音楽が円滑に利用され、そこから実演家に適正かつ衡平な対価が支払われる制度を構築することが重要であると思っております。レコードの「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理のあり方について、利用者、各権利者の意見もよく聞いて全体的な見直しの議論に着手していただきたいと思っております。

私からは以上でございます。続きまして、中井専務のほうから。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） 本日は、レコード演奏権あるいはレコードに固定されました実演家の権利ということで同時配信にかかわることがメインになっておりますが、今から1年ほど前、去年の4月下旬ぐらいに、私、ここで映像実演に関する同時配信の権利処理の問題をお話しさせていただきました。その際に、昨年資料を見てみたら、ここ1年ほど総務省さんを中心に検討会を開いてやってきたけれども、結局、何の結論も出ていないというのが1年前ですので、今に至ると2年間やってきたことが全く実を結んでいないという状況でございますので、きょうは一言だけお伝えをしたいと思います。

そのときにも申し上げましたように、映像実演の場合は、放送に関するところで一次利用、配信で二次利用ということになりますので、現行法上、許諾権が働くわけですが、実際問題、今、ほとんどのドラマなどの番組が見逃し配信を行っている都合上、最初の放送の許諾をとる段階で見逃しも同時配信もとれば、今の制度でも何ら問題なく運営できると申し上げました。それもなかなか進まないという状況がまだこの1年ございまして、我々としては、そういうことをずるずるしているうちに、ことしのうちにNHKで同時配信が始まってしまふ。何か時間切れでぐだぐだとなるのも嫌だし、逆に言うと、権利処理が進まないのは権利者側の問題みたいなことを言われたりするのにも本意ではございません。どうし

でも放送局側のほうが手間をかけるのが嫌だとか、お金を払うのが嫌だから、一緒くたに放送と丸めてやってしまえみたいなことが、時間切れでいくのも嫌だし、こちらのほうも何も決まらないまま許諾権ということで行使して現場をごたつかせるのも本意ではございませんので、音楽のように強制許諾という概念を持ち出してもいいのではないか。これはかなり譲歩した話ではございます。

ただし、強制許諾ということになりますと、報酬請求権ではなくて許諾権を残したまま、制度的に許諾する、応諾の義務があるということのシステムをつくるには、これはやはり指定団体なのか、あるいは制度的なものを政府のほうでつくっていただくとか、あるいは両立を政府のほうで指導していただくとか、政府の汗も流していただきたいと思っております。この1年間、余り大きな動きが結局ございませんでしたので、再びこの場で申し上げさせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○日本レコード協会（高杉常務理事） レコード協会の高杉でございます。本日、機会をいただきまして、ありがとうございます。

時間が限られておりますので、最初に芸団協CPRAさんの発言についてレコード協会の意見を先に申し上げますと、CPRAさんの説明の中にあつたレコード演奏・伝達権の創設については賛成、放送番組の同時配信に係る権利の切り下げについては反対、レコード製作者と実演家の取り分の配分については協議で定めるべきというのが私どもの考えでございます。それだけまず先に申し上げておきます。

資料2-2で簡単に御説明いたします。

放送番組の同時配信に係るレコード原盤権の処理についての私どものスタンスは、ここに書いておりますとおり、現行法の改正は不要であり、引き続き集中管理を促進して、包括許諾契約の活用を進めていくべきだということでございます。

2ページ目をごらんください。放送番組に係るレコード原盤権の処理でございますが、放送及び放送用複製、ネット配信については同時配信、見逃し配信、VODまで、全て日本レコード協会が管理をしております。

この表は、放送とネット配信における法律の定めと実際の運用を整理したのですが、時間がないので、法律の定めについては割愛させていただいて、実際どのように運用されているかについて御説明いたします。

まず、NHKとは、放送及び放送用複製、ネット配信のうち専ら受信料収入を財源とする無償のネット配信までを含めて包括的な契約を結んでおります。

また、有料のNHKオンデマンドにつきましても、私ども使用料規程を持っておりますので、それに従ってNHKに対して包括的なライセンスを行っております。

また、民放テレビ局でございますが、放送及び放送用複製について包括的な契約を結んでいるほか、同時配信と見逃し配信及びビデオオンデマンドの二次利用については包括的

なライセンスを出しているということでございます。

このように、放送番組のネット配信の部分につきましては、既に包括的な処理ができていたということをまず申し上げておきます。

2 ページの一番下でございますが、私どもへの委任者数、レコード製作者の委託者数でございますけれども、現在、743社でございます。これにつきましては、放送の権利の委任だけではなくネット配信の部分まで、743社全社から委任を受けているということをお知らせ申し上げます。

最終ページでございます。アウトサイダーへの対応、これはよく指摘されておりますが、アウトサイダーからのクレームにつきましては、既に平成3年から、許諾権である放送用複製について放送局との間で長年形成されてきた契約慣行がございまして、これで十分克服できると考えております。既に2019年度の下期から放送番組の常時同時配信を予定しているNHKとの間では、2020年度まで放送に関する包括契約の中でアウトサイダーからのクレームがあった場合には両者間で問題を解決するという内容の合意が成立しております。

また、さかのぼりますが、日本の放送番組の海外展開に当たりまして、原盤権の処理の問題が過去クローズアップされたことがございます。これにつきましても、平成29年4月からテレビ放送番組の海外向けのストリーム配信の原盤権処理については、私ども、NHKと民放と合意をしまして、運用が進んでいるということでございます。

それから、当該レコードがレコード協会管理かどうかわかりにくいという御指摘につきましては、昨年度から行っておりますが、文化庁の実証事業においてレコード委任状況の可視化などの取り組みを行っているということでございます。

最後に、私ども、ここで申し上げたいのは、許諾権だから円滑な流通が阻害されるということではありません。許諾権でどれだけカバーしているかということが問題であります。本来、放送と通信の融合が進んでいき、そのルールを合わせるとするのであれば、端的に言いまして、配信のほうにルールを合わせるのが筋ではないかと思っております。放送は公共性があることによって我々は権利制限されているわけでございます。それが同じようになるということであれば、配信のほうのルールに合わせ、むしろ我々の権利を許諾権にすることが本来の筋ではないかというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

先に確認の質問を2点させていただきたいのですが、まず、今、御説明いただいた中で、芸団協さんほかの資料の4ページから5ページにかけて、ウェブキャスティングではまだ問題が残っているというお話を承りました。一方で、レコード協会さんからの資料の2ページで、見逃し配信、VODも含めて包括的な許諾がなされているというお話だったと思っておりますが、これはそれぞれごらんになってどちらも正しいのでしょうか。どう理解したらよろしいのでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（椎名常務理事） 5ページを見ていただきますと、サイマ

ルキャストイングが三角になっております。これに関しては、たしかにレコード協会さんは既にNHKと包括契約を結ばれました。しかしながら、我々はまだNHKさんしかやられないということもあり協議を継続中ということで三角になっているということでございます。その他ウェブキャストイングに関しては、今、レコード協会さんと協議をしている内容ということになります。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） ウェブキャストイングというのは、放送の同時配信、放送にかかわらない部分、いわゆるAbemaTVとか、配信オリジナルのものという意味でございます。

○原座長 わかりました。

今、高杉さんから、合わせるとすれば許諾権のほうに合わせるべきだというお話がございました。私も、少なくとも放送とインターネットでの配信という、たまたま技術的に違っているだけでルールが異なっていることはおかしいと思います。配信のほうに合わせることについては芸団協さんからごらんになるとどう見えるのでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（椎名常務理事） 国際的な趨勢からいっても、あり得ない話ではないかと思えます。世界の潮流は、ある程度音楽を使っていただいて、その成果物を正しく権利者に分配するという方向にいつているので、高杉さんのおっしゃったのは放送に関する権利制限も撤廃して全て許諾権でということに聞こえたのですが、それは国際的な動向から考えてもなかなか理解しがたい部分だと思います。

○原座長 わかりました。

一旦、役所の方々にお伺いしたいのですが、文化庁さんと総務省さん、それぞれにです。

文化庁さんへの質問は、芸団協さんほかからは、今まさにお話のあったように、国際ルールとずれているというお話がございましたが、これはそう理解してよろしいのでしょうか。もしそうであれば、国際標準と異なるルールをずっと運営してきたのはなぜでしょうか。

総務省さんにもお伺いしたいのですが、インターネットの同時配信を進めてきていらっしゃると思います。その中で著作権の問題がずっと課題であるということも指摘されてきました。今のお話の中でも、1年前に議論したときには1年間動いていないだったけれども、2年間動いていないとの御指摘もありました。これからこの問題をどう解決していく御予定でしょうか。

2点、お伺いいたします。

○文化庁（水田課長） では、文化庁のほうから申し上げます。

国際標準ということでございますが、先ほど御紹介がありましたように、WPPTという条約の中で定められておりますけれども、その中で、もちろん最低限の保護を付与することで報酬請求権というのがありますので、それ以上の何か保護を与えてはいけないというわけではございません。

それから、店舗等でのレコード演奏・伝達という部分につきましては、国の事情によっ

て留保することができる。要するに、権利を与えないことも可能ということになっております。ですから、著作権に関しましては、ある程度共通の条約がありながらも、それぞれの国の事情に応じて権利を付与したり付与しなかったり、あるいは権利の種類が違ったりということはよくあることだとは思っております。

○原座長 そうではなくて、条約違反はさすがにされていないのだと思いますが、一般的に各国でなされているルールと違うのでしょうかというのが私の質問で、もし違っているのであれば日本固有の事情が何なのかを教えてください。

○文化庁（水田課長） 先ほどの芸団協さんの資料の6ページを見ても幾つか、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカとありますが、フランスなどでは許諾権だったのが報酬請求権に最近なったということもあるかもしれません。イギリスでも許諾権の部分があったり、アメリカは強制許諾ということで、それぞれ主要な国においても必ずしも何か共通のものがあるということではないと思っております。

日本について言えば、この条約に入ったときに、インターネットはかなり拡散力がありますので、そこへのアップロードに関しては、実演家、レコード製作者に対して許諾権というものを認めて、そこにひとたび接続してアップロードされれば何度も視聴も可能になってくるということもありますので、そこは許諾権を付与するという判断をしているということがございます。

一方で、店舗等での公衆への伝達、これは経緯もございまして、日本において以前からそこについては権利が及んでいなかったという実情もございまして、そういった中で、著作権者、作詞家や作曲家についてももともと権利が及んでいなかったところ、20年前にそこについては法律を改正して権利が及ぶようにしたということですが、まだ実演家、レコード製作者の方々には権利が認められていないということがございます。これは、使用料もかなり発生してくる、かなり負担が大きくなっていく部分がございますので、実際に国民の方々、特に利用者の方々の御理解も必要になってきますし、また、権利があった場合、実際にそれを行行使できる体制が整っているか、さまざまな課題があると思っております。

以上です。

○原座長 ちょっと幾つかわからなかったのですが、まず、後にお話のあった伝達権に関しては、今、事業者からお話をいただいた中では皆様は入れるべきだというお話だったと思えました。入れるべきでないと言われる方はどなたですか。

○文化庁（水田課長） 直接どなたかから話があるわけではございませんが、これを入れるとすると、例えば全国の商業施設、ホテル、レストラン、理髪店、さまざまな場所において音楽を流すときに、使用した場合には使用料を払わなければならないということになるわけです。著作権者に対してその権利を認めたといいますか、入れた20年ほど前に関しては、今、申し上げたようなところに関する団体の方々が非常に強く反対していたと聞いております。

○原座長 わかりました。

それから、20年前とはいろいろな状況が変わってきて、コンテンツを海外に展開することが大きな課題になっている。また、前段のほうの論点にもかかわりますが、ウェブキャスティングに関しては、まさにコンテンツが国境を越えて自由に飛び交う中でのルール設定を考えていかなければいけないということになっているのだと思います。

その中で、ウェブキャスティングのほうに話を戻しますが、少なくとも今、芸団協さんほかからいただいている資料で拝見する限りでは、報酬請求権の国が多い、また許諾権から報酬請求権に移行する国も出てきているという中で、日本が今の仕組みをとられている何か積極的な理由があるのでしょうか、あるいは歴史的な経緯だけなのでしょうか。

○文化庁（水田課長） インターネット配信に関しては、歴史的な経緯といいますか、そもそもそこについて権利を導入した際に許諾権にするという判断はあったわけでございます。その他の部分についてもそうですが、権利の種類が異なったとしても、今、総務省のほうでもいろいろ御検討いただいていると認識しておりますけれども、権利は権利として、その上でいかにして契約を結んで円滑にやれるか、そういった工夫も十分できるかと思えます。ほかの国においても必ずしも権利だけによって全てが解決しているというわけではないと思います。ですから、積極的な理由というよりは、今ある制度の枠組みの中で円滑な利用の契約や運用ができないのかどうか、まさにそこが協議されているところだと思っております。そういったものを見ながらこちらとしても対応を考えていきたいと思っております。

○原座長 一旦、総務省さんにお伺いしたいと思いますが、先ほど伺いましたこれまでの検討状況、また今後の検討予定とあわせて、今お話のあった同時配信を推進していく上で、少なくともどちらに合わせるかは別として、放送と配信とが異なるルールになっていることには問題があるのではないかと思います。これをどう考えていらっしゃるのか、教えてくださいませんか。

○総務省（奈良審議官） お答えいたします。

まずもって総務省の立場を申し上げますと著作権法自体を所管していないということでございまして、そういった意味で、制度に直接どうこうというところは私どもとしてはアプローチが難しいというのが前提としてあります。他方で、円滑に処理が行われるということは、もちろん関係者間で合意される前提においてハッピーな話でございますので、円滑化ということに関してはこれまでも取り組んできております。

現状に関して申し上げますと、昨年来、さらに処理を円滑にするために何ができるのか、有識者にお集まりいただきまして、勉強会をやっている最中でございます。本日もあまり強調して話をされていませんが、アウトサイダー問題、その辺が特に著作権処理を円滑にする意味では重要な課題になってきますので、例えばそういったことを技術的あるいは仕組み的に何か対応できないか、検討している最中でございます。

最後に、原座長がおっしゃった制度的に分かれているのを一緒にするかどうかというところは、多分、制度論として議論があるのかもしれませんが、私どもは制度、著作権法を

持っておりません。他方で、著作権法の中で、法体系の中で私どもがかかわっている放送事業者なりが著作権処理をどう円滑にするかという観点からは関心があるというか、関わりがあって、そういった意味では、関係者間で合意されることを前提に処理が円滑に行われるように検討が進むことは歓迎したい、よろしいのではないかと考えている次第でございます。

○原座長 確認ですけれども、検討をずっとされていることは私たちも承知しています。関係者間で合意がなされれば、それはもちろん物事が進むのだと思いますが、政府として、とりわけ総務省さんとして同時配信の推進をされているわけですから、政府として積極的に何をされているのか、今までに何が達成されて、これから何を達成されようとしているのか、教えてほしいのです。

○総務省（奈良審議官） 2年より少し前ぐらいから私どもの検討会を開いて、その中で同時配信なりネット配信の円滑化ということで話し合いをしてきました。その中では、一定の整理といたしましては、先ほど申し上げましたアウトサイダー問題等、いろいろ課題があるということでございまして、この点についてはさらに実態を見ながらという整理が去年の段階です。その後、私どもとしては、さらにそれを前へ進めるために、まずは勉強会ということで検討を進めているというのが現状でございます。

○原座長 わかりました。

その先の検討スケジュールを教えてください。著作権制度については総務省の御所管ではない、もちろんそういうことなのですが、一方で、私たちの実施計画、閣議決定した内容からすると、著作権制度のあり方について必要に応じた見直しは31年度に措置をいただくということになっています。著作権法の改正ですから、当然時間もかかると思います。一定程度方向性を定めて、かなりピッチを上げて検討を進めていかなければ間に合わないと思いますが、総務省さんでの検討はどう進められるのか、また文化庁さんでは何月までに何の結論を出してどう進めていくのか、もう少し教えていただきたい。

○総務省（奈良審議官） 現時点では何月何日というスケジュールはございませんが、原座長がおっしゃいましたように、規制改革推進計画の中で年度という意味での一定の期限が定められておりますので、その中で私どもがやれるところ、文化庁といろいろ連携しなければいけないところは引き続き検討していきたい、そういうことでございます。

○原座長 わかりました。

では、文化庁さんにお答えをいただくときに、著作権法の改正、少なくとも私が今、理解した限りで、放送とウェブキャスティングについて何らかの形で制度を合わせることを御検討いただくべきではないかと思っておりますが、そういった制度改正をするためにはいつまでに方向性を決めて検討を進めることが想定されるのか、教えていただけますか。

○文化庁（水田課長） 恐らく求められる内容次第で検討する期間というのが決まってくるかと思えます。総務省のほうで場を設けていただいて御検討いただいておりますが、その中で、放送と通信、例えば制度を合わせるにしても、権利者の方々の中でも必ずしも要望

自体が一致していないという部分もございます。そういったものを踏まえて、まず放送界としてどういった解決方法が望ましいのか、今のままの運用でやっていくべきということなのか、それとも何か改正がどうしても必要なのか、そういったところも含めて議論を進めていただきたいと思いますし、私どもとしてもその辺の議論をフォローしていきたいと思っております。

○原座長 その検討、議論をずっとやっていますということで、どこかのタイミングで結論が出て、制度の見直しをすべきだとなりましたが、やはり31年度には間に合いませんでした、時間切れになりましたでは困るので、期限を決めて進めていただきたいと思います。最も時間がかかるのは、恐らく法改正をする、制度改正をするということなのでしょうが、そのためには、いつまでに結論を出したらいいのですか。結論を出すというか、方向性を定めて次のステップに移ったらよろしいのですか。

○文化庁（水田課長） 申しわけないのですが、今の時点でいつまでであれば大丈夫だということと言える状況ではございません。いずれにしても、中身としてどういったことをすべしということになるかによって必要になる審議の時間も変わってくるかと思っておりますので、そういった方向性が示されれば、私どもとしてもしっかり検討していきたいと考えております。

○原座長 ずっと伺っていても、文化庁さんは方向性が決まれば動きますとおっしゃる。総務省さんは関係団体の合意形成がなされれば動きますと言われる。結局、いつ何が動くのかがさっぱりわからないのです。ですので、逆算してスケジュール設定をすべきではないか。もしそれがすぐになされないのであれば、私たちは、またこの次の答申に向けたスケジュール設定の中でその議論をきっちりさせていただかなければいけないと思います。もう一回伺いますが、どういったタイミングでこれから進められるか、お考えはありますか。なければ、引き続き総務省さんと文化庁さんとでスケジュールを検討いただいて、協議をいただいて、もう一回お答えをいただければと思います。

村上さん、何かございますか。

○村上専門委員 いえ、大丈夫です。

○原座長 よろしいですか。

それから、今、役所の方々からのお話もございましたが、芸団協様、音事協様、レコード協会様で、もし何かお気づきの点がございましたら、御発言いただきますでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（椎名常務理事） 関係者合意というところで一方で話し合いをしているわけですが、大局的に公衆への伝達全体の問題からいうと、やはり制度が異なっていること、座長が御指摘になった国際的なリエゾンの話も含めて、この辺で見直す必要があるのではないかと思います。そのための議論を開始していただくという方向性をお示しいただけたら、もちろんいろんな意見が出るとは思います、反対意見もあるかもしれないけれども、やはりそこはやっていくべきなのだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○原座長 確認ですが、私は、その議論はスタートしているのかと認識していたのですが、議論は開始していないのですか。

○日本芸能実演家団体協議会（椎名常務理事） 先ほども申し上げたとおり、著作権等管理事業法で応諾義務を持った集中管理という文脈での話はしているのですが、レコード協会さんも触れられた分配比率の話とか、なかなか歩み寄れない部分も多々あります。ちょっと角度を変えたときに、公衆への伝達という法制度の問題としてこれを捉えた場合に、さまざまなことが円滑に解決していくのではないかと、その問題提起をしに参ったつもりでございます。

○原座長 ありがとうございます。

何かございますか。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） 映像実演のほうから申し上げます。実を言いますと、放送同時配信に関しましては、現行の著作権法上で乗り切れなくはないと思っております。それは、先ほども申し上げたように、制度設計の仕方一つで解決できるものと思っています。そもそも少なくとも12月ぐらいにはNHKが同時配信を始めるとすると、法改正というのは、とてもじゃないけれども、タイムアップなので、そうなれば、むしろ総務省さんと一緒に制度設計の話をしていただいたほうがいいのかも思っております。

○原座長 わかりました。

そうしましたら、著作権の議論はきょうは一旦ここで終わりにさせていただきたいと思いますが、課題が残っていることが確認されたと思います。また、同時配信の著作権処理について昨年の実施計画に基づいて検討いただいているわけですが、きょう、問題提起をいただいたような放送と配信とでルールの整合化をどう図っていくのか、また、国際標準との関係をどう考えるのか、これも含めてしっかりと検討を政府でさらに引き続き進めていただく必要があると思います。また、そのときに、もともと閣議決定をしていた31年度中に著作権制度について措置をするということを前提に、より精緻なスケジュールも組む必要があるかと思っておりますので、引き続き議論させていただければと思います。きょうは大変ありがとうございました。

○日本音楽制作者連盟（金井常務理事） 済みません。今の原座長のお言葉の中にレコード演奏・伝達権についてのコメントがなかったので、これにつきましては一致しておりますので、これについてもぜひ留意していただければと思います。

○原座長 今回、私たちは同時配信の文脈で議論をスタートいたしました。それとかかわる議論であることも理解をいたしましたので、あわせて検討をぜひ進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

（文化庁、日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟退室）

○原座長 時間が少しおくれてしまって失礼いたしました。

では、引き続き総務省からの御説明をいただいて、その後、質疑応答をしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○総務省（奈良審議官） それでは、資料2-3ないし2-4を使ひまして、主に30年度中ないしは30年という形で御審議いただひている点の進捗状況等について御報告いたひします。基本的には資料2-3を使ひます。随時、関連した項目、規制改革実施計画を引用しておひります。

1 ページ目では、通信・放送を連携して成長戦略を描くために検討し、技術の実証を平成30年度中に開始するというごひざいます。

2 ページ目に、まず、関係者によるいろいろな議論をする場を既に昨年10月に設立いたひしました。連絡協議会という形でごひざいます。以降、技術ワーキング、サービスワーキングを精力的に行ってきておひまして、出発点としては現状認識の共有だったのですが、やはり当面の輻輳対策あるいはサイバーセキュリティー等々について、通信・放送事業者あるいは関係者間でいろいろ詰めていく課題が浮かび上がってきておひりますので、そういったところを詰めながら、どうやったら新しいサービスが適切に花開いていくか、そういったところを協議していきます。

その協議と並行しひまして、3 ページ目にありますとおり、計画で御指摘いただひきました技術実証を今年度大きく分けて2つやっひておひります。

1つ目は去年のサッカーワールドカップロシア大会での同時配信実証実験、2つ目は、去年の秋から今年にかけひまして、主にスポーツ番組を「TVer」という共通プラットフォームを使ひて、これは見逃し配信のプラットフォームですが、ここで同時配信の実証実験を進めてきておひります。

今年度中に一定のきちんとした報告書を整理いたひしますが、今回、ある程度やっひてみたというところもごひざひまして、さらに前に進めるために、次年度にも取り組みを進化させていくことによって、新しいサービスがどう花開いていくか、そういうところを見定めていくための取り組みを引き続き31年度もやっひていくというごひざいます。

4 ページ目は、NHKの技術開発の成果や設備の活用について検討せよという御指示でごひざひました。

これにつきまひしては、5 ページ目をごらんください。私どもで「放送を巡る諸課題に関する検討会」を開催してはいますが、この中でNHKから本件について状況を聴取した上で、有識者の皆さんと議論をいたひしました。NHKからの発表では、例えばハイブリットキャスト、いわゆる通信・放送連携サービスに関してNHKが研究開発した技術を標準化という形で民間のIPTVフォーラムに寄与いたひしひまして、これが全体としての標準化となってオープンになっていく、こういった貢献、あるいは音声認識技術の字幕制作への活用という取り組み、これもNHK技研が研究開発したもので、現在、NHKとして順次、実証的に使おうとしておひりますけれども、これは単にNHKだけではなくて、いろんなところに使えるようにというごひざひで、実際、総務省で今年度、関連した実証実験をやっひたのですが、そのときにこの技術も

活用しています。

そのほか、技術以外にも、民放のラジオのプラットフォームである「radiko」にNHKラジオが参画する。あるいは、「TVer」にNHKが参画していく方向で調整中でございます。あるいはCDNに関しての民放との連携・協調、こういったものも順次検討、調整しているという報告がございました。

これに関しましては、6ページ目にありますとおり、有識者の構成員から、前向きにさらに進めるべきであり、取り組みが進化していくことが期待されると異口同音に指摘されました。「取組の方向性」にありますとおり、おおむね評価されましたが、今後もさらに進化していくということで、「放送を巡る諸課題に関する検討会」においてもフォローアップを引き続きやっていく、こういった整理でやろうとしているところでございます。

次のテーマが7ページ目です。新規参入の促進のところ、まず、30年度中に検討ということで、V-high帯域について、今、空いているわけですが、活用方策を検討せよという御指示がございました。これにつきまして、今、申しあげました「放送を巡る諸課題に関する検討会」の中に分科会を組成しまして、V-high帯域の取り組みについて昨年から今年にかけて精力的に検討を行いまして、今週月曜日に分科会を開いて取りまとめを行ったところでございます。

その取りまとめ案が8ページ目にあります。この内容でおおむね分科会としては整理いたしました。

これまでV-high帯域の提案募集は、規制改革推進会議の御指摘も踏まえながら、2度実施しております。その中で具体的な参入希望はなかったものの、提案が16件ということで結構寄せられております。中身は、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化等ございまして、実証実験等をやることによって今後さらにこれらが進化していく、実ビジネスに結びついていくことが期待されるわけでございます。

したがいまして、V-high帯域はもちろん放送用の帯域でございますが、提案としては通信サービス、IoT等もあったわけございまして、こうした通信・放送融合型システムに対応可能なものにしていこうという基本方針を確認した上で、具体的な進め方といたしましては、希望者を中心に実証実験をやっていただく、総務省として支援して、とにかく早く具体化を図っていこうということでございます。

具体的には、専門用語で恐縮なのですが、特定実験試験局用周波数として位置づけます。普通、実験局というのは、周波数の混信がないかどうか等々、結構いろいろチェックいたします。手間も時間もかかるのですけれども、特定実験試験局用周波数、これは公示するのですが、これに指定いたしますと、かなり早いスピードで実験局免許が取れるものから、これによってできるだけ早く実験を始めていただいて、進めていただく。それに際しましては、V-high帯域はマルチメディア放送として整理されてはいますが、その背景となる周波数割当計画や基幹放送用周波数使用計画、周波数再編アクションプラン、こういったものも今の方向性に沿った形に改定していくということです。こうした形によって実証

実験等々、実用化に向けた取り組みを後押しすることによって、さらに前に進めていこう、それを踏まえて、実際どういうものが出てくるかに応じて、それはそれできちんと整理していくということです。

今後は、まずは2019年度中に一定の取りまとめを行うことを目指しながらやっていくということでございます。ただ、2020年はオリ・パラがございまして、そのときに一時的に周波数事情でここを使うことが考え得るので、そういったことは一応留意しながらやっていく。こういった方向性を出してございまして、これに基づきまして進めていきたいと考えているところでございます。

9 ページ目は、実際に出てきた12の提案の概要です。

10ページ目が分科会のメンバーです。

こういうことで、一定の整理を踏まえて精力的に前に進めていこうとしているところでございます。

11ページ目です。次のテーマが放送事業者の経営ガバナンスの確保ということでございます。これも30年度中に検討・結論・措置ということでございます。総務省において現状把握を行い、情報提供等、必要な方策を検討するということになっております。

その検討をする場といたしましては、12ページにありますとおり「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を組成しまして、幾つかテーマがありますが、その中に経営ガバナンスの確保を位置づけまして、アンケート調査等をして現状を把握し、ベストプラクティスを共有するという方向性のもとでこれまでやってまいりました。

13ページ目に検討分科会のメンバーを掲げております。特に弁護士の武井一浩先生が入ってございまして、武井一浩先生は、金融庁の「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」の主要メンバーでございまして、ガバナンスには非常にお詳しい方で、こういった先生にも入っていただきまして、分科会の議論に加えて個別にもいろいろ御指導いただきながら、このテーマについてこれまで取り組んできたところでございます。

14ページからは、実際に調査をどのようにやるかということが書いてあります。地上テレビ社127社に対して、企業価値をどう考えているのか、経営ガバナンスやコンプライアンス、あるいはベストプラクティス、こういった観点から昨年中に調査を開始しまして、今般その調査が取りまとめられまして、今日の午前中に分科会を開催し、その中で説明が行われ、議論されたところでございます。

時間もありませんので、15、16ページはアンケート項目ですが、飛ばします。

結果が17ページ以下に出てまいります。企業価値の実現という点でのアンケートでは、地域情報の発信、報道機関としての責任、地域で信頼される放送局であること等が上位に上がっております。

18ページ目、中期経営計画の目標では、自社制作番組の強化、収益力の向上等、事業体としての、経営としての目標が掲げられております。

19ページ目でございます。取締役の人数、そのうち会社法で定めている社外取締役がどのくらいの割合でいるのかということも聞いております。若干のばらつきはありますが、取締役の人数としては半分ぐらいが10～15人になっています。社外取締役はいろいろ分かれています、端的に言うと全事業者の4分の3では30%以上、社外取締役が入っている。そういった構成になっていることが今回の調査の結果としてわかっております。

20ページ目では、取締役会における審議の実効性を確保し、迅速な経営判断を行うために事前に経営会議などで意見交換を行っている。

21ページ目では、コンプライアンス、リスクテイクという意味でメディア経営戦略を担当する従業員や部署を定めている。あるいは社風や文化の異なる企業経営者を社外取締役に選任しているということが掲げられております。

22ページ目には、社外取締役に期待する役割ということで、既存事業の収益力向上に加えて、経営改善の方向性の助言、健全性担保のための監督機能、こういったものが期待されているところでございます。

23ページ目ですが、コンプライアンスという意味では、個人情報保護、サイバーセキュリティ、ハラスメント、こういったものに取り組んでいる。

24ページ目では、監査役が職責を果たすための仕組みとして、監査役と取締役が定期的に意見交換する。

25ページ目からベストプラクティスということで、幾つかのテーマに応じて掲げております。例えばRPA、文字おこしシステム、AIアナウンサーなど、割と最近の技術も活用しながら経営の効率化に努めている。

26ページ目、事業展開ということでは、ライブ動画で地方産品を紹介し、越境EC事業を推進しているとか、そういったネットの活用、あるいは4Kといった新しい映像で撮影し、配信しているという取り組みもベストプラクティスとして挙がってきております。

27ページ目には、ベストプラクティスとコンプライアンスの関係、さまざまな情報を社員で広く共有しているということが取り組みとして挙がっています。

28ページ目では、さまざまなステークホルダーの意見を聞くということでございまして、例えば番組モニターを選任して、その意見をまとめて社内に配付しているとか、実際、番組制作者がモニターと意見交換する場をつくるなどして番組制作に役立てているということ、そういったことでさまざまな意見を吸い上げている。モニターもそうですし、中には中学生あるいは大学生、色々なところでのステークホルダー、関係者との接触を増やすことによって、実際に放送番組に活かしたり、あるいはCSR事業という取り組みもベストプラクティスとして挙がってきていたりしております。

このような形で、本日、私どもの「放送を巡る諸課題に関する検討会」の分科会でも報告が行われまして、意見交換が行われました。速やかにこれを127社にきちんとフィードバックして、特にベストプラクティスを共有し、活かしていただくことを進めるべしということが分科会でも整理されまして、それを受けて、民放連、放送事業者のほうで対応する

という状況になってきているところでございます。

29ページ目、30ページ目は、割愛いたします。

31ページ目、NHKの国際部門の強化という御指摘をいただきました。これに関しましても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の親会のほうで議論しています。

32ページ目、別冊でつくっている資料2-4に整理していますが、実際にNHKのほうから「放送を巡る諸課題に関する検討会」の中で、多言語化への積極対応や、内外からの優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用、プロモーション、こういった取り組みを進めているということが説明されました。

これを踏まえまして、33ページ目にありますとおり、構成員の有識者からは、多言語化への積極対応、民間コンテンツの活用、それから、例えばBBCやCNNに比べれば認知度が低いわけで、認知度の向上、こういったことが重要という指摘がございました。あと、インターネットサービスの充実を図ってきておられますが、さらにこれをやっていくべきではないか、こういった御意見が出たところでございます。

取り組みの方向性といたしましては、今、申し上げました意見も踏まえながら、さらに国際放送の強化、改善に努めていただき、特に平成31年度のNHK予算については、放送法に基づいて総務大臣意見をつけて国会に提出しておりますが、その中でも、国際放送について人材の確保、実施体制の確立、多言語化ということに触れることによって、さらにNHKの背中を押しているという状況でございます。

34ページ目で、次の項目として、制作関連の取引の適正化ということで幾つか御指摘をいただきました。既に去年の夏に、この規制改革推進会議の指摘を踏まえて、さまざまな調査をし、それを踏まえて、次のステップとしてどうするかということに関しましては、有識者の方が集まる検証・検討会議を設けまして、そこで昨年10月以降、まさに今検討しているところでございます。

全体のスケジュールとしては、35ページ目をごらんください。昨年、有識者を中心にした議論で論点整理した上で、年明け以降は、実際に関係する放送事業者、番組製作会社にも入っていただいて、実効性のある議論のもとでガイドラインの改訂等の検討を進めている最中でございます。並行して総務省としてのフォローアップ調査もやっておりますし、さらに並行して、民間で進めている放送コンテンツ適正取引推進協議会での取り組みも進んでいるという状況でございます。

36ページ目に、その検証・検討会議について掲げております。構成員は、舟田先生を座長に、オブザーバーを加え、ワーキング・グループでは関係事業者に入っていただいて、検証・検討会議とワーキング・グループの合同会議という形式で今まさに精力的に議論を進めているところでございます。

37ページ目、38ページ目、39ページ目は、昨年、一旦整理した論点整理です。今、これを踏まえて、契約書・発注書の交付や、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容変更、やり直し、その他、それ以外も含めて、現在、論点にどう対応していくのかという検討を

進めているところでございます。

最後、40ページ目でございます。推進計画でも、いろいろ問題があったとき、相談できる場所が必要ではないかということございまして、それも含めまして、ここは全体パッケージの予算の紙になっているのですが、毎年行っているアンケート調査、あるいは単なる書面ではないグループ・ヒアリングに加えまして、弁護士等専門家による相談できる場の整備ということで、そのための必要な経費も確保いたしました。こういった形で、特に番組製作会社がいろいろ相談できる体制を整備していくということも31年度に取り組んでいこうとしているところでございます。

駆け足ですが、現在の状況について御報告いたしました。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

追加的にまた幾つか伺うかもしれませんが、伺った中で、実施計画で私たちが求めていたことと大きく乖離しているのではないかとということが幾つかございましたので、そこから先にお話をしたいと思います。

まず、実施計画の21番の放送事業者の経営ガバナンスの確保です。まことに申しわけないのですが、やっただいていることは私たちが答申で求めていたこととは違うと思います。という以上に、これはそもそも政府でやられるべきことなのか私にはよくわからなかったのですが、普通の業界であれば、ほかの会社でどんな取り組みをしているか把握をし、学ぶべきところがあれば学ぶというのは普通にやられることだと思います。おっしゃられたベストプラクティスをアンケート調査をやって抽出しましたというのは、まさにそういう会社でやるべきことを総務省さんでやられたのかなと、何か放送業界がかなり特殊で、そういうことを政府でやらないとされないということのかなと思いつつ伺っておりました。

一方で、私たちは何を求めていたかという、そうではなくて、経営ガバナンスの確保に向けた取り組みがなされるようにまず現状把握をしてくださいというお話をしておりました。これは私たちから明示的に申し上げてきたと思いますが、例えば収益構造がどうなっているのか、資本構成がどうなっているのか、こういったデータを、まずきっちりと現状の把握をして、その上で必要な方策を検討すべきではないでしょうかと、現状把握されたデータについてまず私たちに共有いただいて、その上で一緒に検討できるようにしていただきたいということを申し上げてきたと思いますが、これはどうなりましたでしょうか。ほかに幾つもあるのですが、まずそこから伺えればと思います。

○総務省（三田課長） 総務省でございます。

まず、この指摘の内容でございますが、経営の現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討するという、これは民放連と共同でこういう検討をして、アンケートの実施主体としては民放連がやっているということで、先ほど業界のほうでやられるというような御指摘だったかと思っておりますけれども、私どももそういう形で業界と連携してやってき

たという経緯がございます。

○原座長 そうではなくて、民放連がこれをされるのだったら私は理解できるのですが、総務省は何をされたのでしょうか。

○総務省（三田課長） 総務省としては、このアンケートの設計段階から一緒にかかわって、ベストプラクティスを共有できるようにということで取り組んでおります。

この経営ガバナンスにつきましては、先ほど申し上げましたが、専門家である武井先生とも御相談させていただいて、やはりベストプラクティスの共有は非常に大事だろうと、そこに横展開をしていって、しっかりと各社が経営ガバナンスを確保できるように、さらに向上できるようにという取り組みが大事だろうということで、分科会でも御議論いただいて、このような取り組みをやってきたということでございます。

なお、先ほどの収益構造、資本構造、データの共有ということでございますが、私どもは、許認可の行政をやっている中で必要なデータは放送事業者から提出いただいているところでございます。ただ、そのデータにつきましては、私どもも守秘義務という形になっておりますので、データの共有ができるかどうかというのは別の論点としてあろうかと思っております。

○原座長 別の論点だということも前に伺ったと思うのですが、その検討はどうなりましたでしょうか。

○総務省（三田課長） 少なくとも個社のデータにつきましては、データが共有できるという状況ではないところでございます。

○原座長 私たちも、全てを公開にする前提ではなく、データを共有いただいて検討することもできるので、そういった可能性も含めて検討いただきたいと申し上げていたと思いますが、一切何も共有いただけないのですか。

○総務省（三田課長） 少なくとも本日は用意しておりませんので、御指摘を踏まえまして、どこまでデータが共有できるか、検討させていただきたいと思っております。

○原座長 その検討はずっと前にやっていただいていたはずなので、早くしてほしいのです。30年度中にこの結論を出さなければいけなかったもので、さすがに時間がないので、年度内には間に合わないと思っております。30年度は間に合わないかもしれませんが、1カ月以内ぐらいでこの検討がなされるように引き続きお願いできればと思っております。

○総務省（三田課長） 少なくとも私どもとしては、閣議決定に書かれている部分につきましては、先ほど説明がありましたように、年度内に民放各社にベストプラクティスを共有するという形で実施したと理解しておりますが、先ほど御指摘いただいた件につきましては、真摯に検討させていただきます。

○原座長 私は、これは実施されていないと理解しております。引き続き、そこはお願いできればと思っております。

繰り返しますが、民放連さんと一緒にアンケート調査をされたのはわかりました。本来、総務省さんがかかわるまでもなく、また普通に考えれば民放連さんがかかわるまでもなく、

個別の事業者がみずからの競争力のためにそういった他社での取り組みを調べるというのは普通にやられることだと思いますが、それでもなお、民放連さんがそこにかかわられるのはまだ理解しなくもないです。これは繰り返し申し上げているとおりです。ただ、総務省さんが政府としてなすべき現状把握や取り組みとは全く違うと思いますので、繰り返しますけれども、私はこの実施計画は実施されていないと思っていますから、引き続きお願いします。

では、次、行きます。

NHKの国際部門のところですか。これは実施計画で言うと22番でございます。いろいろと御議論いただいたことはそのとおりだと思います。昨年議論したときから、国際部門の充実強化の議論に関してはさまざまな論点が出てきて、方向性を定めていくのが難しいという御指摘も総務省さんからいただいていたと記憶しております。

確認させていただきたいのは、今、伺ったお話で、いろんな御意見がありましたと、その御意見を踏まえて、さらに国際部門の強化をしっかりとやっていきますというように聞こえたのですが、それだと余り前進がなくて、今回の検討を踏まえて、総務省さんとしてどう強化していくべきという結論を出されたのでしょうか。それに向けて総務省さんとしてどういった措置を講じられるのか、教えていただければと思います。

○総務省（湯本課長） お答えさせていただきます。

国際部門の充実に関しましては、まず、措置ということで、基本的にはNHK自身が実施されることですが、資料にも書きましたけれども、我々、一つのフックとしてあるのは、予算における大臣意見ということでまず要請していくというたてつけがございます。その点につきましては、こちらに書いておりますような、優れた人材の確保を通じた体制を確立して欲しいとか、多言語ということについて実際に強調して要請をしております。

また、実際の取り組みといたしましては、先般「放送を巡る諸課題に関する検討会」の中でもNHKにプレゼンいただきましたが、引き続きこの点は議論していただきたいということで、この点についてしっかりとフォローさせていただきたいと思います。

また、実際、NHKは何を実施してきたかですが、先ほどの説明もございましたけれども、予算を増額して、例えばこの規制改革推進会議でも御指摘いただきました多言語化という点については、かなり本腰を入れてスタートさせつつあります。例えば中国語の放送については、単に字幕を付与するのではなくて、別に番組を設けて、当初はネット配信でございますが、一日きちんとした時間を設けて、通常の英語による国際放送と全く別の番組を新たにつくるという取り組みをスタートさせております。そういった意味では、徐々に成果は出てきつつあるのではないかと考えております。

○原座長 わかりました。これは総務大臣意見に基づきつつ、さらに総務省さんとしても引き続き進められていくのだと理解しましたので、その方向性をまた引き続き教えていただきながら、さらに進めていただければと思います。

○総務省（湯本課長） そのようにしたいと思います。

○原座長 それから、時間もなくなってきたので、次に移ります。実施計画の25番の制作現場のところですか。ここで私たちがお願いしていたのは、まず実態の調査をいただいて、実態調査を踏まえて今後の必要な措置を検討いただきたいということを申し上げておりました。ガイドラインの見直し、あるいはそのほかに新たな取引ルールの方策、また、これは答申の決定のときに相当議論させていただいた点ですが、法的措置も含めて御検討いただくということについても御同意をいただいていたと理解しております。それから、最後にお話のあったような窓口の設置などについても進めていただくということになっていたわけですが、法的措置については御検討はこれからどう進められるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 現在、検証・検討会議の中で、主にガイドラインの見直しを中心に、どうやって今後対応していくべきかということについて議論している最中ではございますが、現時点ではその結論は出ておりませんが、今まさに検討している最中ということでございます。

○原座長 資料の35ページのこの検討会議のスケジュールの中では、主にガイドラインの改定に議論が収められたかのようにも見えるのが、そうではなくて、今後引き続き検討されていくという理解でよろしいですか。

○総務省（奈良審議官） 「等」と書いてありますね。ガイドラインのみを検討しているわけではございません。

○原座長 繰り返しますが、実態調査を踏まえて何をやるべきかという方向性を見定めることが大事だと思いますので、ぜひその検討を先にさせていただいて、その方向性をまた私たちにも途中段階でもぜひ共有いただければと思います。先ほどの最初の話のように、御検討いただいた結果が私たちが想定していたこととは全然違うということになっては非効率だと思いますので、今後、実態調査の結果を踏まえて何を措置していくべきなのかということ、次回以降で結構ですので、早目に共有いただけたらと思います。

もう一つ、相談窓口に関しては予算を確保されたということはわかったのですが、予算を確保されて31年度には何をされるのでしょうか。

○総務省（渋谷課長） こちらのほうは、まず来年度、試行的に実施したいと考えております。窓口を設置することによって、実際に相談者がいるかどうか、どのような相談が来るかといったことを試験的にやってみたいと思っています。それを受けて、その次の年以降、例えば民間団体のほうでやるとか、総務省のほうで引き続き支援するとかということを考えていきたいと思っています。

○原座長 試行的にやられることもよろしいと思うのですが、これも繰り返しですが、実態調査を踏まえてどういった仕組みが必要なのかということ、これをまず検討されるべきだと思いますので、その方向性をぜひ早目に教えていただければと思います。

○総務省（奈良審議官） 一点、確認です。冒頭のガバナンスのところ、経営の状態でございますと、例えば赤字社が127社中、29年度では2社であるとか、あるいは売上高営業利益率を見ますと6.5%ということ、全産業4.4%よりも高いとか、そういった状況はも

ちろん私どもも整理しております。

何を申し上げたいかという、以前、たしか民放連も、この場で発表したとおり、足元の数字を見ていきますと、他の苦しい事業体に比べれば健全な状態にある。ただ、これは多分、座長も私どもも共通認識ですが、将来の人口減少を見渡していったときに将来的にどうしていくのかというところがやはり課題であり、その点、今、私どもも分科会を開いて検討しているということであって、そこは補足して申し上げたいのと、座長が求めておられる数字は具体的にどういう数字になるのでしょうか。

○原座長 以前からずっと申し上げているのは、資本構成や収益構造がどうなっているのかなどがわかるようなデータが少なくともないと経営の今後の基盤を検討できないのではないのでしょうかということをお願いしてきたと思います。それが全てでもないと思いますし、むしろ総務省さんで今後の経営基盤を考える上でデータをこれまでも整理されてきていると思いますから、それをまず教えていただければと申し上げてきたつもりです。

○総務省（奈良審議官） それは、一社一社を個別に、放送事業者A、放送事業者Bというよりも、ローカル局としてはパターンの多い、そういう感じですか。

○原座長 個別の会社でここがどうなっていますということ自体に別に私たちは関心があるわけではないので、そこは、データの出し方、共有いただくときに、どこまで出しているのかという整理の仕方の問題かと思います。

○総務省（三田課長） そのお話は、我々、経営ガバナンスの話というよりも、経営の実態といいますか、そういうお話かと理解しましたので、この閣議決定は、我々は経営ガバナンスという観点から取り組んだつもりでございますが、経営の状況といいますか、そういうところにつきまして、御指摘を踏まえまして、出せる資料を整理したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○原座長 経営実態がわからないと経営ガバナンスは検討できないのではないかと思ったので、ずっと申し上げてきたつもりです。

○総務省（三田課長） 総務省として経営実態を把握しておりますので、出せるもの、出せないものを整理させていただきます。ありがとうございました。

○原座長 結構です。

時間もなくなったので、項目だけ申し上げますと、最初のところに戻りますと、18番の新たな配信基盤についてですが、実施計画の中では、今後のSociety5.0における新たな成長戦略を描くために産学官で連携を検討してくださいということをお願いしておりました。この内容、今後の検討の方向性に関して、時間がないので後で結構ですので、また引き続き教えていただければと思います。

それから、実施計画の19番のV-high帯域は、御苦勞されていることはずっと伺ってきて承知しております。ただ一方で、前回、電波の割り当てのときにも議論を申し上げたような、経済的な価値を含めた、より適切な、有効な利用を促進するための方策について

もあわせて御検討いただければと思っております。V-high帯域、それから、放大跡地も含めてでございますが、ぜひそこは引き続き御検討いただいて、さらに議論ができればと思います。

事務局から確認する点がございますか。よろしいですか。

幾つか残っている点がございますが、また引き続き議論させていただければと思います。どうも大変ありがとうございました。